

佐賀県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 廃止年月日 平成二十一年八月三十一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人祥楓会
所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 社会福祉法人祥楓会
所在地 唐津市佐志一四六番地一六
サービスの種類 居宅介護支援事業